表: AHFTAにおいて示された約束内容分野

各国の分野横断的約束内容の概要は、AHFTAの各国の特定約束スケジュールにおいて示されたサービス分野を示す。

（＊）印のない分野は、基本的に分野横断的約束内容には制限しない。印のついているものは、横断的制限条件が示されているか約束しない（Unbound）とされている。本表では、これら横断的制限条件のうち主要なものの概要のみ記載している。

（＊）印のある分野は、約束しない（Unbound）とされている。

	ブルネイ		カンボジア		インドネシア		ラオス		マレーシア		ミャンマー		シンガポール		タイ		フィリピン		ベトナム		参考
分野	AHFTA	第・7ルネイ経済協議会	AHFTA	外資に関する規制	AHFTA	第・インドネシア経済協議会	AHFTA	外資に関する規制	AHFTA	第・マレーシア経済協議会	AHFTA	第・ミャンマー経済協議会	AHFTA	第・シンガポール経済協議会	AHFTA	第・タイ経済協議会	AHFTA	第・フィリピン経済協議会	AHFTA	第・ベトナム経済協議会	AHFTA	外資に関する規制
0 分野横断的約束内容 (Horizontal Commitment)	・Director のうちこれはどれかルネイ(Director/individuals)であること ・ブルネイにビジネス拠点を作る外国企業は、一つはよの現地代表代理者を作ること ・Executive Director Executive/Manager/Specialist)は現地する場合は、3年間ビザを付与、最大6年間まで延長可能。	・Director のうち半分以上がブルネイ(Director/individuals)であること ・Partnership - Applications by foreign individuals are subject to approval through the Registrar of Companies. ・企業内転勤者 Executive/Manager/Specialist)は現地する場合は、3年間ビザを付与、最大6年間まで延長可能。	・商業拠点：現地企業とのJVもしくは代理業務の許可、外資の出資比率は49%以下。 ・土地の所有は不可だがリース・は可能。 ・ビジネス旅行：滞在は最長180日まで、90日まで延長可能。但し、商業設立のために旅行するexecutive および manager at positionのみは二の国まで可能とする。 ・企業内転勤者 Executive/Manager/Specialist)は現地する場合は3年間、最大6年間まで延長可能。	NA	土地の所有：外国人は土地の所有は不可。しかし、リースは可能。多くの土地は99年リースの契約。 ・カンボジア開発評議会(CDC：次のCDC)は、外国人投資家が土地を借りたい場合、100%ドルを担保とする投資、または manager at positionのみは二の国まで可能とする。 ・ビジネス旅行：60日間、最大120日まで延長可能。 ・企業内転勤者 Executive/Manager/Specialist)は現地する場合は3年間、最大6年間まで延長可能。	・商業拠点：現地企業とのJVもしくは代理業務の許可、外資の出資比率は49%以下。 ・所有権：不可。特別、常設、サービスアパートメントを購入した場合は25年の所有権を取得することが可能。 ・土地の所有：外国人は土地の所有は不可だが、外国人投資家が土地を借りたい場合は、100%の担保を提供することで、賃借・賃貸も可能である。 ・企業内転勤者：Executive/Manager/Specialist)は現地する場合は3年間、最大10日まで延長可能。	・商業拠点：現地企業とのJVもしくは代理業務の許可、外資の出資比率は49%以下。 ・所有権：不可。 ・土地の所有：外国人は99年間リースを入に適切な研修機会を与える。 ・土地は土地使用者は、土地を所有することはできない。 ・土地の所有：外国人は99年間リースを入に適切な研修機会を与える。 ・商業拠点：現地企業とのJVもしくは代理業務の許可、外資の出資比率は49%以下。 ・土地の所有：外国人は99年間リースを入に適切な研修機会を与える。 ・商業拠点：現地企業とのJVもしくは代理業務の許可、外資の出資比率は49%以下。 ・土地の所有：外国人は99年間リースを入に適切な研修機会を与える。	・商業拠点：現地企業とのJVもしくは代理業務の許可、外資の出資比率は49%以下。 ・土地の所有：外国人は99年間リースを入に適切な研修機会を与える。 ・商業拠点：現地企業とのJVもしくは代理業務の許可、外資の出資比率は49%以下。 ・土地の所有：外国人は99年間リースを入に適切な研修機会を与える。	・商業拠点：現行法に従う。 ・ミャンマー国民でない外国人は、一時間、最大5年間まで延長可能。 ・所有：一部の産業分野については、ソーン別に許認可の指南を ・ミャンマー投資法（2016年）に従って行うべき。 ・ビジネス旅行：ビジネスビザ、観光ビザは不以内の滞在。一年間、最大3年間まで延長可能。 ・外国人雇用税：雇用外国従業者の給与の25%。ただし、ビジネスビザ、観光ビザは適用外。 ・技術移転の義務：25%。	・商業拠点：現行法に従う。 ・ミャンマー国民でない外国人は、一時間、最大5年間まで延長可能。 ・所有：一部の産業分野については、ソーン別に許認可の指南を ・ミャンマー投資法（2016年）に従って行うべき。 ・ビジネス旅行：ビジネスビザ、観光ビザは不以内の滞在。一年間、最大3年間まで延長可能。 ・外国人雇用税：雇用外国従業者の給与の25%。ただし、ビジネスビザ、観光ビザは適用外。 ・技術移転の義務：25%。	・人の移動：約束しない ・内国民待遇：外国民待遇を受けるためには、会社登録を行う外国人 ・ビジネス旅行：ビジネスビザ、観光ビザは不以内の滞在。一年間、最大3年まで延長可能。 ・外国人雇用税：企業を登録しようとする外国人は、ビジネスビザ、観光ビザは不以内の滞在。一年間、最大3年まで延長可能。 ・技術移転の義務：25%。	・商業拠点：外資は49%以下であること。 ・土地：外国中国外企業による土地所有は認められない。しかし、土地を借りる。 ・技術移転：技術を移転することを要求するための。 ・人の移動：ビジネスビザ、観光ビザは不以内。 ・外国人雇用：企業を登録しようとする外国人は、ビジネスビザ、観光ビザは不以内。 ・技術移転：技術を移転することを要求するための